

東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書

(市町村名)(以下「甲」という。)と東京電力株式会社(以下「乙」という。)は、(市町村名)民の安全及び安心を確保することを目的とし、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所(以下「発電所」という。)における事故、故障等の発生時の通報連絡に関し、次のとおり協定を締結する。

(通報連絡の内容及び時期)

第1条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

原災法第15条第1項各号に掲げる場合

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものを除く。

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第19条の17の規定により経済産業大臣に報告するとき。

電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第3条の規定により経済産業大臣に報告するとき。

原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止したとき又は原子炉の運転停止が必要となったとき。

原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき又は原子炉の出力変化が必要となったとき。

気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出した場合において、乙が定める原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)に定める放出管理目標値を超えたとき。

核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの(以下「核燃料物質等」という。)又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生したとき。

核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じたとき。

乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示したとき(第1号に該当する場合を除く。)

放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生したとき。

発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのあるとき。

発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じたとき又はそのおそれのあるとき。

原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じたとき又は出力を抑制する必要が生じたとき(台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。)

原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められたとき又は故障が想定されるとき。

前2号に掲げるもののほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じたとき又は機能低下が生ずるおそれのあるとき(当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、又は低下のおそれもないときを除く。)

保安規定に定める運転上の制限の逸脱があったとき。

気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があったとき。

機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい(単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。)が生じたとき。

従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあったとき。

原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生したとき。

原子炉等の内部で異物を発見したとき。

(21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じたとき。

(22) 前各号に掲げるもののほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生したとき。

(連絡体制及び方法)

第2条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。

3 乙は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により連絡を行うものとする。

前条第1項第1号に掲げる場合 特定事象発生通報(原子炉施設)(様式1)

前条第1項第2号に掲げる場合 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式(原子炉施設)(様式2)

前条第2項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面

4 前項の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。

5 乙は、前項の規定による連絡を行ったときは、第1項に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

(協定の変更)

第3条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年2月9日

甲 (市町村名)
(市町村長)

乙 東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫